

がつ ぎょうじよてい 2月の行事予定

にちようび 日曜日	げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日	とようび 土曜日
	1 ・囲碁	2 ・フォークダンス ・卓球 ・スマイルキッズ	3 ・囲碁 ・スマイルジュニア	4 ・貯筋体操 ・パソコン	5 ・人権フェア 中止しました!!	6 ・囲碁
7	8 ・周辺地域巡回 事業 ・囲碁	9 ・県企業連税務 指導 ・フォークダンス ・卓球 ・スマイルキッズ	10 ・各種相談日 ・囲碁 ・スマイルジュニア	11 建国記念の日	12 ・ふれあい交流 エコバック作り ・卓球	13 ・囲碁
14	15 ・囲碁	16 ・フォークダンス ・卓球 ・スマイルキッズ	17 ・三島地域就学 前部会 ・囲碁 ・スマイルジュニア	18 ・貯筋体操 ・パソコン	19 ・卓球	20 ・囲碁
21	22 ・囲碁	23 天皇誕生日	24 ・囲碁 ・スマイルジュニア	25 ・貯筋体操 ・パソコン	26 ・卓球	27 ・囲碁
28	29 ・囲碁	30 ・フォークダンス ・卓球 ・スマイルキッズ	31 ・囲碁 ・スマイルジュニア			

あさひぶんかかいかん
朝日文化会館
か い か かん

あさひぶんかかいかんれんらくさき
朝日文化会館連絡先
じゅうしょ しこくちゅうおうしゅしみしまあさひ ちょうめ ばん こう
住所：四国中央市三島朝日3丁目5番30号
TEL：28-6070
FAX：28-6104

会館だより

だい 454号 令和3年2月号



【お知らせ】

【ふれあい交流エコバック作りで作成予定のエコバック】

- あさひぶんかかいかん かんせんよぼう てっぺい かく きょうしつ さいかい
朝日文化会館では感染予防を徹底し、各サークル・教室を再開しています。
- ふれあい喫茶（百円モーニング）**新型コロナウイルスが終息するまでの間、中止します。**
 - 人権フェア 人権・同和教育講演会 2月5日（金）**コロナのため中止しました!**
 - 県企業連合会税務指導 2月9日（火）8時30分～、朝日文化会館
 - 各種相談日 2月10日（火）10時～ **相談される方はご連絡ください!**
- じんけんそうだん せいかつそうだん こま なん はなし き いっしょ かんが
人権相談、生活相談、困っていること、何でも話に来てください。一緒に考えます。
- ふれあい交流エコバック作り 2月12日（金）9時～、朝日文化会館
 - 三島地域就学前部会 2月17日（水）15時30分～、朝日文化会館

なくそう就職差別

「就職」は、一人の人間にとって、生活の安定や社会参加を通じての生きがいなど、生きていく上で極めて重要な意義をもっているものであり、人生を左右しかねない重大な決定にかかわるものです。わが国の憲法において「就業選択の自由」を基本的人権の一つとしてすべての国民にこれを保障しているのも、このような趣旨に基づくものです。

一方、雇用主にも、採用方針・採用基準・採否の決定など、「採用の自由」が認められています。しかし、「採用の自由」は、応募者の基本的人権を侵してまで認められているわけではありません。労働者の採用選考を行うに当たっては、何よりも『人を人としてみる』人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重することが重要です。

就職差別とは、雇用者が応募者の資質・能力・適性と関係のない事柄や、本人の責任でない事項などで、採用・不採用を決定することをいいます。

約50年前、特定の人たちを採用しないために「部落地名総鑑」を使って採用選考から排除しようとした差別事象が発覚しました。全国の部落の所在地などを一覧にした差別図書（総称）で、これを興信所や探偵社が作成し、企業などが購入していました。購入の動機は、応募用紙の書式改善や戸籍の公開制限などで、部落出身者かどうかを調べることが困難になり、それを簡単に調査できる図書があれば便利だということにありました。

今後、このような就職差別が繰り返されることがないように、採用する側も、採用される側も人権教育をしっかりと学び、不適切な採用選考に気付ける人権感覚を磨くことが大切だと思います。

なくそう就職差別につながるおそれがある14事項

採用選考で、次の14事項に関することを応募用紙に記載させられたり、面接時に尋ねられたりしたことはありませんか？

【本人に責任のない事項の把握】

- ① 「本籍・出身地」に関する事
- ② 「家族」に関する事（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）
- ③ 「住宅状況」に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④ 「生活環境・家庭環境など」に関する事

【本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握】

- ⑤ 「宗教」に関する事
- ⑥ 「支持政党」に関する事
- ⑦ 「人生観・生活信条など」に関する事
- ⑧ 「尊敬する人物」に関する事
- ⑨ 「思想」に関する事
- ⑩ 「労働組合（加入状況や活動歴など）」、「学生運動などの社会運動」に関する事
- ⑪ 「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関する事

【採用選考の方法】

- ⑫ 「身元調査など」の実施
- ⑬ 「全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）」の使用
- ⑭ 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

なくそう就職差別撤廃のための取組

【関係法令】

- 日本国憲法（第14条、第22条）
- 職業安定法
- 男女雇用機会均等法
- 雇用対策法
- 労働基準法
- 障害者採用に関する法律
- 高校生採用に関する法律
- 外国人採用に関する法律
- 四国中央市人権尊重のまちづくり条例 など

【雇用主に対する指導・啓発】

- 新規学校卒業者を対象とする求人手続等説明会
- 企業トップクラス・公正採用選考人権啓発推進員研修会

【新規学校卒業者の就職促進】

- 中学校、高等学校との連携強化によるきめ細やかな就業指導（求人手続説明会、就職ガイダンス、進路保障連絡協議会、進路説明会など）

【一般求職者等の就職促進】

- 適切な職業選択のための職業相談

【市町村等関係機関、関係団体との連携】

- 業務連絡会議など